

教員養成の改善に関する調査研究成果について（概要）

国立教育政策研究所では、教員養成政策及び各大学における教員養成教育改善に資するために平成 23～24 年度に実施した標記調査研究の成果をとりまとめました。

1. 研究のねらい

教員養成教育の改善を目指した大学（学部段階）における「特色ある教育活動」（Good Praxis of Teacher Education）を収集し、それらの取組に共通する理念、改革の方向性、教育内容・方法の改善等を抽出し、これを踏まえた教員養成教育改善にかかる具体的な政策提言を行う。

2. 研究の概要（別紙参照）

（1）研究の内容及び方法

「教員養成 GP」（平成 17, 18 年度文部科学省大学改革推進等補助金）に採択されるなど、教員養成教育に係る組織体制、教育内容・方法等に優れた取組を行い、今後の教員養成教育の在り方や方向性を示すと思われる大学・学部を選定し、その取組内容について訪問（関係者インタビュー）又は質問紙による調査を実施。

（2）調査対象大学

教職課程を有する 31 大学（国立 21 大学、私立 10 大学）

（3）調査結果から得られた大学の教員養成教育の今後の在り方・方向性

- ・育成すべき教員像と教員として必要な資質能力を明示することの意義（課程認定を受けた授業科目を設けさえすればよいという「免許法依存体質」からの脱却、具体的かつ簡潔な学修到達目標設定）
- ・教職課程運営の組織体制の在り方（全学的な教職センターの設置）
- ・体系的な教員養成プログラムの構築と実施プロセスの重要性（専門科学と教職、理論知と実践知の「架橋」によるカリキュラムの体系性確保、子供の実態と学びへの理解、省察力の育成）

3. 研究成果の活用

- ・研究の中間報告等に基づき、中央教育審議会において今後の教員養成教育の在り方について提言を行った。（平成 23 年 8 月、24 年 3 月）
- ・調査研究報告書は、国立教育政策研究所のホームページに全文を掲載。
（アドレス：<http://www.nier.go.jp>）

（お問合せ）

国立教育政策研究所

教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官 今村聡子

電話：03-6733-6832（直通）

〔広報担当〕企画普及室 普及・国際係長 飯塚昭義

電話：03-6733-6812（直通）

プロジェクト研究「教員養成等の在り方に関する調査研究」(平成23～24年度) 教員養成の改善に関する調査研究【教員養成改善班】

今なぜ、教員の資質能力向上なのか — 研究の背景と課題 —

現代社会における学校と教員に対する期待は、新たな段階・局面に到達している。

1. 急激な社会の変化, 知識基盤社会, 生涯学習社会の到来
2. 学校と子どもたちの学びの世界の変革, 新しい学びの構築
3. 21世紀の学校と子どもの学びの創造を担う新しい専門職としての教師像の確立が急務
4. 専門職養成としての教員養成を修士段階に引き上げる国際的潮流
5. 大量退職時代を迎え, 教員の世代交代の急速な進展

教員の生涯職能成長を実現する養成・研修システムの構築が求められる

1. 資質の高い教員の養成, 養成教育の高度化
2. 現職教員の資質能力の向上, 研修の体系化、高度化

大学における教員養成の現状と課題 — 養成教育改善の方向性 —

現状認識

- ①教職課程における免許法への強固な依存体質
- ②「育成すべき教職能力とは何か」についての組織的共通認識の欠如
- ③教科, 教職を問わず, 専門教育を自らの専門分野の研究・教育とする誤解
- ④教科・教職の抜きがたい不信と対立, 「教育実践力」概念への過度の依存と不信
- ⑤大学と行政の協働の欠落, 養成と研修の非連続

課題解決の方向

- ①免許法依存からの脱却, 「育成すべき教員像」の確立と共有
 - ②「教育的実践力の育成」を担う組織の構築, 全教員の関与, 実務家の組織的任用
 - ③養成教育の改善に取り組む組織的FDの実施。
- ①「教育的実践力」の育成という目標の共有化。
 - ②教科専門と教職専門の協同の実現, 「教科または教職」科目の活用。
 - ③教育実習を含む体験的活動のカリキュラム上の位置づけの明確化。
 - ④科目開設の協同化, 複数の担当者によるシラバス改善の恒常化。

大学の養成教育改善の優れた取組 (Good Praxis)

高度専門職養成としての教員養成教育の抜本改革 → 教育的実践力育成

1. 時代と社会の変化への的確な反応と組織的対応から
2. 免許法が定める最低基準を超える「新たな教育領域」の開発と実践から

大学インタビュー調査から見えた 教員養成改善の取組

1 : 教育改善の取り組みの契機と成果

教員養成教育の改善に取り組む大学は、その多くが過去10年間に生じた「あり方懇報告」、「国立大学法人化」、「中教審答申」を契機として本格的な検討と実践に入っている。また、教員養成GP等の公募型事業を契機とした大学も多数みられる。これらの取組は、一定の政策提言、財政を含む政策誘導への対応と見ることができ、かつ、学校や教職への社会的評価の低下、教員養成への批判に対応する大学の自己改革ととらえることができる。以後、これらの大学では、「免許法」を免許状授与資格の最低履修基準とし、さらに加えて、独自の教育課程の編成、免許法が示す要件を超えた科目の修得、独自に開発した教育プログラム等を課すことによって、特色ある教員養成を実現している。

2 : 養成教育改善のための管理・運営組織の改善

全学的な教職課程の管理は、委員会方式が圧倒的に多く、かつ教務委員会等の既存組織が対応する場合が多い。一方「教職センター」等、明確に教職課程に対応する組織を有し、専任教員および事務スタッフを置いている場合もある。これらの組織は、委員会方式による管理・運営に比して、教員養成カリキュラムの改善や特色ある教育活動が実施される場合が多い。

3 : 育成すべき教員像の明確化

教員養成教育の改善に取り組む大学は、抽象的なそれではなく、明確かつ具体的な育成すべき教員像を確立している。また、育成すべき教員の資質(教師力)について下記のような具体的項目を挙げて明示し、学士力、DP等と併せて公表し、学生教育の具体的な指針としている。

高度な専門的職業としての教職に必要な資質

- ①子どもの学習についての科学的な理解とそれを支える自らの高度な学修能力
- ②教科に関する高度な専門性に基づく、学習指導内容の構成力
- ③絶えざる学びに基づき、自らの教育実践を省察し自律的に改善できる力

4 : 養成教育カリキュラムの改善

教員養成教育の改善に取り組む大学では、免許法に定める講義・演習等の科目の改善・充実に止まらず、新たな科目の開設、教科内容と指導法の架橋領域科目の開設、教育体験プログラムの実施、教育実習の高度化等、独自の教育課程改革を実施している。また、ITの積極的導入、ワークショップ等の活用等、教育方法上の改善にも取り組んでいる。改善の視点は、以下の通り。

- ①プログラム全体の体系性確保のための「架橋」概念の導入
- ②子どもの実態と学びについての理解と実践力の育成
- ③自らの実践を振り返り、改善できる省察力

さらに近年、「教職指導」に関する教育領域として「教育の基礎に関する科目群」の改善に着手する大学も見られる。教員としての資質形成に重要な意義を有する「教職指導」のあり方について、これらの科目群の内容、教育方法等の改善が待たれる。また、これらの科目群が想定する内容が「教員免許更新講習」の必修領域の主要部分にあたることから、養成と研修の双方の改善に効果が期待される。

政策研究としての成果 : 中教審特別部会に報告